

定款認証の合理化について (検討のまとめ)

平成29年12月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

I. 認証で実施される行為を必須とする合理性があるか。

- ① 真意の確認および犯罪の心理的な抑止
- ② 真正性の確認
- ③ 作成された原始定款の保存
- ④ 適法性の確認

II. 認証で実施される行為の主体を公証人に限定する合理性があるか。

III. 認証を不要化する場合・条件を特定できないか。

定款認証を担う公証人制度について

- 現在、公証役場は全国約300カ所、公証人は全国に約500名が存在。公証人は、法務大臣により法曹有資格者又はこれに準ずる学識経験者が任命される。
- 定款認証は、昭和13年より公証人の職務権限として継続している。

公証人

- 法曹有資格者：裁判官（簡易裁判所判事を除く）、②検察官（副検事を除く）、③弁護士
- 上記に準ずる学識経験者（原則として年1回公募を行う。被選考資格は以下のとおり。応募者が定数の倍数を超える場合は筆記試験を実施。経歴及び口述試験の結果を総合して合格者を決定）

1 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して15年以上の者であって、①給与法（※）に規定する行政職俸給表の職務の級が7級以上の職にあった者
（※一般職の職員の給与に関する法律） ②給与法に規定する公安職俸給表の職務の級が7級以上の職にあった者

2 簡易裁判所判事又は副検事としてその職務に従事した期間が通算して5年以上の者

3 2の職務に従事した期間が通算して5年未満だが、この期間に1の職務に従事した期間を通算するとこれらの職務に従事した期間が通算して15年以上になる者

4 司法書士としての実務の経験年数が通算して15年以上の者

5 法人の法務に関する実務の経験年数が通算して15年以上の者

（参考）
法務省HP

公証事務

- 公正証書の作成 …遺言、任意後見契約、金銭消費貸借、離婚 等
- 認証の付与 …私署証書の認証、宣誓認証、**定款認証** 等
- 確定日付の付与 …私署証書（作成者の署名又は記名押印のある私文書）に公証人が確定日付印を押捺して、その日にその文書が存在したことを証明

公証制度

- 明治19年 「公証人規則」法律第2号により公証制度が始まる。（職務権限は公証証書の作成に限定）
- 昭和13年 商法改正により、職務権限に「定款認証」が加えられた。
- 平成14年 定款の電子認証が実施された。

定款認証制度導入時の経緯

- 定款認証制度が導入された当時の経緯を確認したところ、下記のような事例が生じていたことを背景としているとの説明があった。
- 制度導入当時から約80年経過した今でも、当該手法を維持する合理性が説明可能か。

✓ 定款に記載の作成日の同日時点で署名、記名・捺印していない発起人がおり、いつを作成日とすべきかが争われ、定款作成後に行われるべき行為の適法性が問われた事例

- 「真正性の確認」に関連し、電子署名については、電子データとその時刻情報を突合することで、その時刻にそのデータが存在し、署名がなされたことが第三者的に証明されるので、解決可能。

✓ 定款に署名・捺印がある発起人のうちの1人が、発起人になることを承諾したことはなく、自己が発起人ではないと主張して、定款の効力や設立無効事由が問われた事例

- 電子署名の信頼性の高さについてはこれまで説明したとおり。あわせて、代理人への委任に関する発起人の意思確認は委任状に添付された電子署名で確認されることから、発起人の意思は十分確認される。

✓ 発起人が債権者から責任を問われそうな事態になり、故意に定款を隠匿した事例

- 「定款が作成されたことを確実に」出来ればよく、代替案については、論点③で議論したとおり。

 **導入の経緯を踏まえても、現在も電子署名や電子定款も想定されていなかった当時の手法で制度を持続する合理性は無いのではないか。**

I. 認証で実施される行為を必須とする合理性があるか。

- ① 真意の確認および犯罪の心理的な抑止
- ② 真正性の確認
- ③ 作成された原始定款の保存
- ④ 適法性の確認

II. 認証で実施される行為の主体を公証人に限定する合理性があるか。

III. 認証を不要化する場合・条件を特定できないか。

考え方の整理 I

- ここまでの検討を踏まえると、現在、定款認証で実施されている行為は、いずれについても 発起人と公証人の間の同時性・相互性のある確認行為（以下「確認行為」という）を必須とする合理性が無いのではないか。

I. 認証で実施される行為を必須とする合理性があるか

① 真意の確認・
犯罪の心理的な抑止

⇒ 発起人と公証人の確認行為を必須とする合理性はないのではないか。

② 真正性の確認

⇒ 発起人と公証人の確認行為を必須とする合理性は無く、電子署名の添付で代替できるのではないか。

③ 作成された
原始定款の保存

⇒ 保存行為自体は、発起人と公証人の確認行為に影響はない。

④ 適法性の確認

⇒ 適法性が担保されたモデル定款の作成については、次回以降議論する。

…・現在、面前で行っている確認行為をIT化する代替するだけでは不十分

 ① 電子署名が添付された電子定款かつ、② モデル定款を採用している 場合は、
面前も含め公証人とのやりとりを必須とする合理性が無いのではないか。

考え方の整理Ⅱ

- また、代替手段により引き続き実施されるべきと考えられる行為についても、その実施主体を公証人に限定する合理性は無いと考えられる。

Ⅱ. 行為の実施主体を公証人に限定する合理性があるか

現在、公証人により固有に実施される行為はより効率的に代替が可能。

<代替手段>

②真正性の確認

電子署名の添付があるかを確認

③作成された 原始定款の保存

登記所に提出されたものを保存

④適法性の確認

提出された定款が、モデル定款と一致しているか（個別記載事項を除く）どうかを確認

これらの行為は機械的に行われていればよく、それを行うのが公証人でなければならない合理性は無いのではないか。

◆ 取引の安全を確保しつつ起業環境を抜本的に向上するために、株式会社の原始定款については、

① 発起人の電子署名が添付された電子定款かつ

② モデル定款を採用している

場合は公証人を經由することなく、登記手続時に提出するワンストップ手続としてはどうか。

⇒残る論点としてモデル定款に絞り、検討を更に進めてはどうか。